

確定申告は自分で書いて提出はお早めに!

●● 税理士会の無料申告相談 ●●

税理士会の無料申告相談
【日時・会場】左表のとおり
【主催】東京税理士会四谷・新宿支部

国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご利用を
インターネットで電子申告・納税(e-Tax)ができます。

インターネットでも簡単に申告
(24時間いつでも簡単)
国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)には所得税の確定申告書の作成や、提出可能な申告書を印刷できる「確定申告書作成コーナー」があります。株式等売却した方や

贈与税を申告する方もご利用いただけます。
【四谷・新宿税務署では、2月24日(日)・3月2日(日)も申告書を受け付けます
所得税・贈与税・個人消費税込の確定申告書作成のアドバイスを行い、申告書も受け付けます。このほかの土・日曜日、祝日は執務を行いません。
■区役所で、作成済みの所得税の還付申告書を受け付けます
2月18日(月)・3月17日(月)(土・日曜日を除く)は、区役所税務課でも受け付けます。

Table with columns: 期日, 会場. Lists dates and locations for tax consultation events across various community centers.

- 時間はいずれも午前9時30分~12時・午後1時~4時
●昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
●譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。
●車でのご来場はご遠慮ください。

【問合せ】▼所得税・贈与税・消費税等：四谷税務署(三采町24) ☎(33359)
4451、新宿税務署(北新宿1-19-13) ☎(3362) 7151へ。
▼個人事業税：新宿都税事務所(西新宿7-15-1) ☎(3369) 7151へ。
▼住民税：区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273) 4107・4108へ。

高齢者の方のおむつ代を医療費控除で確定申告する方へ

介護保険で要介護と認定されている方のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告した年はおむつ代の領収書に添付するための医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は、区の発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

次の要件をすべて満たす場合に、区で「主治医意見書の内容確認書」を発行しますので、必要な方はお問い合わせください。
①おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降(平成18年分確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方)、②19年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する、③18年または19年中に介護保険の要介護認定を受けている、④18年または19年中に記載された主治医意見書の内容により、寝たきり状態で、尿失禁が発生する可能性があることが確認できる

【発行窓口・問合せ】介護保険課認定係(本庁舎2階) ☎(3200) 6000へ。

自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画を策定

自転車等の利用環境の整備とマナーの向上を目指して

計画の概要

目標 利用環境の整備とマナーの向上を図る

1 地域・関係者が連携して自転車等の利用環境の向上を図る
(1)国・東京都・警視庁・商店会・学校関係者等の役割を明確にし、連携・協力体制を築きます。
(2)自転車等の走行空間の安全チェックなど、地域住民による活動の支援等の施策を推進します。
(3)鉄道事業者は、関係者等と連携し、自転車等の放置防止等の対策を講じます。

2 自転車等を利用する人のマナー等の向上を図る
(1)自転車等利用におけるルールやマナーを明確にします。
▼駐輪場利用方法、▼走行時の安全運転方法ほか
(2)関係者と協力して啓発活動を実施します。
▼利用者への直接的な啓発、▼児童、生徒への啓発ほか
(3)啓発活動の評価とフィードバックの仕組みをつくりまします。

3 駐輪場や走行環境を整備する
(1)自転車等の駐輪場を整備します。
▼31駅すべてに駐輪場を設置、▼附置義務の見直しほか
(2)自転車走行環境を整備します。
▼自転車走行レーンのあり方の検討ほか
(3)自動二輪車対策を進めます。
▼民間駐車場への支援、▼既存駐輪場の利用ほか

4 放置自転車対策等を推進する
(1)放置禁止区域を見直し、拡充します。
(2)放置自転車等の整理・撤去を進めます。
(3)放置自転車等の保管・処分

5 自転車等の適正利用を推進する
(1)自転車等利用環境向上の方策の推進。
▼自転車問題に対して活動する地区住民への支援や、商店会等関係者との連携、協力を進める仕組みづくり、▼自転車利用のあり方を明確にする条例等の見直しほか
(2)自転車等利用環境向上のため実施すべき社会実験。
▼新宿方式と呼べるような社会実験の実施ほか

児童扶養手当を受給している方へ

一部支給停止の対象となる方
次の①②のいずれか早い方に該当する方。ただし、手当の認定請求をした日に3歳未満の児童を養育している場合は、児童が8歳に達したときに対象となります。

①手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過、②離婚等の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過
■一部支給停止の適用が除外される方
次のいずれかに該当する方。ただし、事由を確認するための書類の提出が必要です。(1)就業して

いる、(2)求職活動、その他自立に向けた活動を行っている、(3)児童扶養手当法施行令別表第1に定める障害状態にある、(4)負傷・疾病、その他これに類する事由により就業することが困難、(5)養育する児童または親族が、障害・負傷・疾病・要介護状態にある等で、就業することが困難
★3月末または4月末に手当の受給が5年を経過する方(3月末時点ですでに5年を経過している方を含む)には、2月末までに確認書類の提出等についてお知らせします。5月末以降に受給が5年を経過する方には順次お知らせします。

【問合せ】子ども家庭課育成係(本庁舎2階) ☎(5273) 4546へ。

人権に関する相談をお受けします

区の人権擁護委員は1月から2名増員し、現在12名が活動しています。人権・身の上相談をはじめ、子どもの人権啓発等、さまざまな人権啓発活動を行っています。

【相談日時】第1・第3金曜日(1月の第1週は除く) 午後1時~4時
【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【委員(敬称略・50音順)】飯島泰文、井上美那子、岩佐直徑、加藤茂行、金井重彦、甲野恵美、佐野榮三郎、中村廣子、野尻信江(新任)、山口幸子(新任)、六田文秀、若林康子

【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎(5273) 4088へ。